Centimetres
KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

本草綱目 十五

特別
り5
12432
15

特
15
12432
15

大閤記十五

賀茂豆計江於都表入勢事

小西於平安寺已拾貳事

三月朔日京諸勢を引連て於江戸入る

長谷川藤五郎 直こゝて事

大明勅使こゝ変

大明御使節ゝこゝる

秀吉公御船ゝこゝて事

庵使物語こゝ事

大明へ被遣御一書こゝる

58 2126

宮内省図書寮

第大閤勅使告朝之條目
秀吉公吳服之切立所無之事
朝鮮船為渡海取扱之事
大坂西丸御能之変
朝鮮陣七年之事

大閤記十五巻

○賀茂之社領之儀ハ都表入勢事
主計頭殿ハ清正ハ伊藤合戦村鷺里
屋敷之儀ハ敗失ハ稲葉藤事ハ騒動ハ新之金山と
之所ハ地之利害ハ敵ハ攻落ハ要害に拵ハ変故ハ
之右衛門尉同組之物之ハ馬廻之組之人数
合五千人ハ稲中之云物ハ九鬼四郎兵衛尉ハ野
地ハ為尉ハ内甚之所ハ勢之ハ筆墨主計頭
ハ威績忠に取て物を入を墨之百姓等ハ
屋敷をさせ拵育之功を為ハ民等之年貢

に兼ねまさし越年して使者をいて銭一作りん
やと俗しられを家に通ぜんこと[illegible]なりし
うし法眷なと絶一宗なり。定新沢思ひと寧
けるも敵之中にをひく移んかさき年拙
こ意しに変に恭表して一揆蜂起釜山浦の
性屋四宿る自由教を京中保徳一ぞ沢を
ひもう一方能と備者中弼之度保毎三人で
事の成速判にく早し引物一都と雪儀一能
者心自ら能師事事を。変義承たるを引物
作りんを生九金山猶中毒塚に弼一宝たれ勢

伐引敗て八百計ありて威鏡之しる決義立
分庁林庫人伝詩造ちる又命勢を内を引金二万
五百教合立ちる石衛府の逆ら出ら島
も却ひたひく多けを保宝を石河水を
伝一ま宮をやうもなけをんひと急にして
弱の足るこ孫の日安例績正月九三万先勢
金山に出陣一見生こ敵如稲麻竹葦打囲こ
攻にたり能要をこ和義立む下知ば一撞と寄く
つこうこ城内こ勢も実て出合戦ひ迫くて
三方作討猶又斯くらこ石米ハいたと同敵寄

来て責人と共に時宜を図り敵を滅し
き一要路を取きて討死し了伊義勇武
市に為て百騎人に対し戦死作。
者も多死一生こゝ、初と覚悟二度名を
こ八長子兄弟等をうたれ悲しむも有て哀
れ恐こ立年集人八討死を者九の骸骨を所に
相互に一つに埋御(八)一都路にくゝにたり。
正二月五日新に陣を構音一撃京橋築を
殺命一又二日と逆義を
陣中に極に臨戦に伐者一陣をと
成安んと定

○小西行長あ芦原に陣を敷事
小西将清与八遼東陸路あるにて戦雄を振す
恰信長公天下初入之猛威に似たり。此由将軍
被関石及深入一越度と孤城。再性制一。
可弘地と見計数ケ所要害と擬。以く一二陣
之行。五月中旬と小西より与力を
吉波信濃守馬信長馬刑部法印大村彩
八郎五郎兵衛を搦。小西清与水戸
作右衛門尉。二万余騎小西の要害と搦
陣と立め中に。立て市の要害と搦

さて敵よりも出来る百五十里ばかりの
城なくして八道路おかつるもとて大友宗
麟二十万の思田甲斐守毛利右馬頭の
先手小早川隆景七千右川左兵衛尉三千柳
澤千ばかりとして三十万余凡て七十万の要
害普請下知よりさに海陸一体に攻寄
年を強くきさみなり将軍よりも指図
小西摂津守行長大友成人一
名雑兵に毎に敵一のりとなりかたにたる
より朝鮮乃名雑兵敵りんりたり李郎耶。

碩郎耶名将軍に百万騎の勢を相添文禄二年
正月二十六日に小西摂津守要害を築立なく取囲
こにかりつくりや橋津の城ハ結名の田ひと
意一ぱ死一生乃身と決ぬ漢南の勢あり
くして屏風を立らかく十重廿重に
来りしと味方の小将ら鉄炮を放て待
定矢を射そこてもあ不通そこに世話まり心を
一波にして若我せの十死一生乃功もなこ家そと
下知ハ我ひ一人にして出年人三千人ばかりも
せんとまこのかて討ぬたるとも事とせそ若

と云くをもかくぶ屋うと。我ひまくらうち。ま
戸作右衛尉小西に急さたのさいく。義ハ某い
たいりんと云しうち。悪く要害に火を掛。
炬のまさまに引者に。あとも亂さを。逃
ぶを逃て生行ふ。大友二ふ鱗、先を見く。
此法をも巨中しぶ西を結も付を捨て都を
さして落に行ぶ。是義明作右衛尉小勢たりとも
かつりんと。数度敵一合せ敵を追拂ひ拾刀
を追けるに。大友二ケ所の城ぶ小西ハ火を掛ぶ
田甲牧をく要害にちつさ者ぶ。甲牧を

お向ひ云ふうぶ大友敗軍の時。小西義ハ漢南
勢幾重をなく取圍を。手果しぶ某にも
逃ぶと云拾くぶ。是ぶ此乃ひ和おい
つるをさに同く。お向ひね。悪なく球よ敵
家内一合せ。岩戦せをぶちよう。玉剛さう
中に及まをとぶいさ。せ法へ仇を猶ぶんを。
飯をいとまぶ人馬飽まてにぶ法ぶ乃先
ぶを義ハ。墨田せんとをぶ。某勢ハ友
家乃戦につまてくいたすう。是ぶりハをも
かくも作よ任せをとぶ。小西ハさきに逃よ

の門。黒田内匠頭義之兵衛尉殿と結れつ
とめ給ふ。進退自由なる。猿猴の樹上に
乗るがごとく。都色色に美しく。各
はつと云ひ。軍師孫子を將監とす。
こまの如くまはる。合戦に拙らず一豆一くはつ
むとこゝを救ふ。中牧寺善もなく
義を一足いく。蓮元寺なり。毛利七郎
兵衛尉。隆家。栗屋兵衛尉。内藤兵
衛尉。毛の有やと云ふ。
て。五千余騎にて
馬鉄砲を。我ひ
弟に乗えて。
横槍を突くるに。橋を
せ。敵にお戦ひ
都にあり。二十万騎
くふと敵ひ
三里四里にて
を捨て。
を敵りんと
石田。大谷。かすを
馬鉄砲を。我ひ
弟に乗えて。
横槍を突くるに。橋を
せ。敵にお戦ひ
都にあり。二十万騎
くふと敵ひ
三里四里にて
を捨て。
を敵りんと
石田。大谷。かすを

軍の此制一ぱつ。御書ゆ日ゆ事せてと。大
乃眼に角と立。制一ケ行。秀家八軍旅八番
目之次第ゆ事也。目ゆあにあの勢と見とて
ゆ八。如ゆ之目ゆ中之軍。法之八ちゆ〳〵。
此法と用ゆも破ゆも軍に物ゆうたゆちゆ八ゆ
ゆ〳〵敵ゆんと。懸と〳〵たゆ。一度に童とゆ
ゆ合。搦乃也情豆ゆ戦ゆ。接ゆ突ゆ
ゆ。東西にゆ。ゆ結ゆ。南北ゆ逃ゆ。家ゆ
戦ゆ。ゆとも立花乃ゆ勢八さゆをゆ
に逃崩ゆ。ゆ味方勢之ゆを見て方ゆ。ゆ合

其ゆ。三万八千餘討捕ゆ。行長ゆ。身巣とそさ
愛下へ各連判と以ゆ。ゆ。秀家ゆ。
ゆ戦功ゆ長せり

翌日ゆ。ゆ合ゆ。ゆ乃合戦と八云ゆ也。ゆ八ゆ
立花ゆ成功ゆ。朝鮮陣中ゆ。ゆに。ゆ八ゆ
義ゆ。乃ゆ也。ゆ。ゆに。合戦之上にゆ
ゆんゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ事ゆ
ゆゆ。ゆ。ゆ。ゆ。

○三ゆ。ゆ勢と。ゆ連都へ八事。

三ゆ。ゆ人ゆ。ゆ家ゆ。ゆ用ゆて合

我は剋さ事と。奇怪なる思ひきん法勢
我引具し合我らく勝負を見も問もせと。敵
へきそハ入よけまと。寄家ハ軍に勝くや陣よ
地を的石を。求梨九右衛尉ら一番よ討
捕し首を見せんと。三度めと為しりたるや
敵人とて踏くるし。敵も更。十方よりれ
と和ハ先よ陣れてんやと思ひけまと。三度り
より将軍人行とる迫を寄する事もあんと
て。実之刻より敵へ寄き入しうと。敵寄乃
憧ある色よりう。寄家右筆にく伝う。楠村

陣物をして。沒年を如くきむ。
卒以ニ武力強言上ニ。一昨日朝日漢南勢
百万騎。到ニ于南巷ニ。出ニ法打破小西掃
津を要害。沒ニ入都を。色ニ経ニ来運え。立
花宗桃合戦ニ勝負。来雖欲為ニ助
成ニ。三度ハ信ニ。ハ。達ニ制ニ雖ニ強おい
ニ助成ニ。乗ニ為ニ討死。無疑ニ強乃不用
三人之下知。敵合戦ニ於大利。三萬八千
係討捕之平。山百宜預ニ拝受ニ。
云。

四月二十七日　俄かに寧れ豊の三位の名代

安藤(アイ)播津守の家。　廣家

安人之死脚にて西国之事あらはすをとゝ
ゝせとて。

一軍法之時漢蘭(カガナベ)勢以外多勢なるに
よりて合戦は不相成一かゝ人きと。吉兵衛
ゝ家ゝ統おゝ隆家同心之ゝ
一揆之先勢引出にて橋(タチバナ)左衛

将軍突然逃くしゝ事。

一合戦之勝負を不関西之国衆ゝ先勢を引
つれ都へ逃入ゝ事。

ゝ多ゝ人数を
日ゝ優くゝ成。二月七日西ノ宮(ニシノミヤ)名護屋(ナゴヤ)に
けまゝ。安藤(アイ)播津守(ハリマノカミ)殺害(ヒロウ)ゝ家。将軍怒
ひ給ふゝ。死脚之者共(グ)奥ゝて家ゝ
くゝ。播津守庭上(テイジヤウ)ゝ
足及ひ一事ゝ。
ゝ。

一 立花小早川ハ合戦之上におゐてハ大利
ハ有ましきと堅く被申しとなん。
一 毛利家乃先手危く見へし時橘左近
将し合せ大敵を志りぞけたりし。
一 合戦に後れし者か宇向ひを見て三人
之所書付取てそ鞭をうけく。入
路のくはたまう。
其外多ゝし数多けり。推定してにかけ
進退ゝ見及所にとまり。将軍
之其中忝鉢ける気色無く存知御

唐人の銀子拾枚被下。五六日休息させよ。御
懇簡ハ所々やさしの志につけさ多つき者。
侍りく。
去月廿七にて施札船七日到来先応と大事ニ語。
○大明よりを國廢乱を救りんかため李郎鄭
碩郎郡五万騎をと率しと二出張ニ小西か要害
をとり破り既に都にちかつき。毛利右馬助か
先勢と合戦をいとミ勝負まちくたまり
依つて其同明を以て軍法を破り猛を入郡時
に突崩し三萬八千の餘騎討捕之也。其戦功不

苛(ツクロ)ひ計(カリ)。寛(ヒロヒ)ぬ成なんか。橋左衛門尉殿もうら死一所に成くとて。つゝ龍城(コウジヤウ)と称にたりあか。うゝ者の加勢。重て作りはとなに大切なる忠義。莫大(バクタイ)に成る作事。

一三人之者引共と度合戦を制(セイ)しこめは敵仲合うゝ存かとハ云なゝ。及申ましか。向後(キヤウコウ)も さ御うに臆(オク)ー方下知か。用ひ被(ル)まゝく ハ事。

一諸日三人之内青木切者一人加(クハ)へらるゝ事。

一立花左近将監小早川筑前守ハ非合戦之上。百万騎之多勢よ。得失利事をまゝきとゝ。三ヶ之ゝ。ゝ信 たよく中達(タツ)ー中。得(ル)ー所。男色不好(ミ)ー人。後 まハ。又味方之合戦之色あ。くゝ見えゝ。橋左衛 門殿ハ。我ゝ。多勢を突(ツキ)迎ゝ中。武勇之甚 にハ。主ゝ感状者ーハりんまく。先ゝ。ゝ。よさま ゝ。ゝ中達ハ事。右条ゝ件。

二月八日　　秀吉御朱印

羽柴筑前守殿

○長谷川藤五郎秀一百石にて事
秀次公より御解状仰付られ候ハ
ゝ其ハ[illegible]と申し時。木村常陸介方へ給服帷子
[illegible]に付百貫縁あり。此書付とも紙に[illegible]
[illegible]に成り。木村を此方へ[illegible]
[illegible]日爰元[illegible]
く御[illegible]成。秀一打ち[illegible]
御[illegible]事有[illegible]。二度秀次へ[illegible]見舞
[illegible]ことと思ふ[illegible]
者ハ[illegible]皆秀次[illegible]

より発に云れしの義ハ味ひなき事ニ下ス
器ニ事ヲ欠ハ行ん〻ハ秀次ニ切腹ハ
あるし百ニ物ハ多ク記ス上洛ニ西ニ
ハ吉信ニ上ス丹羽ハ
勇ニ和ハ作ハ同ニ信ニ
ニ物ニ奉ル。

翌日毛谷川ハ童名竹ヒ（ワラハナ）として信長ニ小姓ニ
有ニ付ニ出ハ候ハ
事ニ上ス。

○大閤より使者ニ事本
先惟敬ハ擊ハ軍文禄二年二月十六日西江（セガワ）と
云所ニ至ル仮ハ小西摂津守ハ書状有。
ニ極ハ三年八月下旬ニ朝ニ
人員ニ紀ス。秀吉ハ
乃事ハ打第小西ハ龍山（リウサン）ニ
聖福景徽。玄蘇西堂ニ
ちさせ筆談（ヒツタン）ハ
計ハ明ハ
朝ニ聖ハ四石ニ

少物小早川伯耆守景一右之通義お侯ハ遠州
紀之上之要仰曰。玉大明国振猛威作ても
益なり。又永〻朝鮮を降も上下之被
労(フラウ)義天の事なりと生し唐使朝〻請和(ヲ)
任せ和睦(カン)可致之条お聞つ〻吉即也前
ありし。国之宇喜多右軍ゟ大明十七日唐使お
人伝報(ハヒ)ハ山に旅館を〻ゟ(ハヒ)ハ寄(ハヒ)ハ
ひの一吉ゟ付置。小西ハ釜山浦に
急て。早速玉右衛尉ハ
上ゟ。名しし。疑合可致ハ聞つ

吉ゟ。豊臣朝臣ハ朝鮮一国ハ
起。備前中納言要請曰。不日ゟ
唐使ハ人同意し。名護屋ハ
来ハ上げ。師気色宜しきなり。
唐使宿ハ家康ハ朝鮮ハ計
ひの一吉ゟ。青柳繁下総守ハ以後作物
一大明正使冬将謝用梓　別号　竜岩
一副使楚璞徐一貫　別号　唯吾
加賀大納言利家

右宣旨ニ付き。吉野の事に御座候。長も
矢倉ニ為かとも存候に新ら敷。五月十日より日
板敷ハ大風ニ成申候ならば。元よ
九百ものゝ為ニ成申候ハ。ハ人に被仰付可成哉ハ
与也。

一番　五月九日より宵朝ニ成申候
二番　六月二日より日ハ長ク成
三番　十日より日九ツ半ニ成
四番　九日より七月朝ニ成

五番　二日より十日ニ成
右ハ新敷ハ為ニ成申候
而ハ内を以ハ対ひ申候。

一度使者ハ用所ハ調ハ中吉原ハ

高田小左衛門
脇部作兵
井口佐左衛門
大島十左

横田右馬衛門
石田伯耆ハ衛門

大谷刑部少輔門

小西摂津守門

右南人元豊兼知結城事知之ヲ以八庵
使一ヶ月廿二日御前面々事

三献　折敷雁

御盃基

刑部少輔
小西摂津守
小西ヶ[illegible]
結城[illegible]

法印脇元

御前　相模河内守　陪膳　中山式部卿
八幡伝法　出加　山崎右京亮

同　日程俊之衣

江戸大納言
佐竹中納言
太和中納言

加賀大納言
丹後中納言
越後宰相

次之間

相模三吉伝法
肥後中務少輔

能野伝法
戸田武蔵守

好禁下給ス
河原肥前守
氏家志摩ス
奥山作度ス

作砂うしの衣
長さ三尺五寸 三上与三郎
新左衛門ス 長岩川右兵衛尉

庵使人奥納之員数
一腰之刀 長さ 目貫ウ嫁
一日 賀之日 後取
日

一紙子 三百枚宛
一帷子 三十宛
一紙子百枚 筆紙之玄蕃面堂
一紙子五百枚 庵人供之下ス
一帷子百 前帷百 日下ス

ウ丁金銭ヲ義庵ニ
ヲ解光ニ
ス

一下帷 二十宛

或曰弾代八八検(ナシ)弱ヲ銭ニ
何麦さうー下ス。

秀吉公ハ家の子にして一統の主。業を久保田
也ひ所の三位殿の家府　三上与三郎
祐候大夫ハ歴々の孫也。毒居たり。
書院之色目も悪く今ハ
床ハ
虚堂墨蹟　玉澗秋雨
映繼　馬遠朔山
雪舟

唐使高麗人襲義甚しく。実ハ
此地之外黒八幡なり古歳一あつまさ祈

の作さ〳〵しきゆむ人乃及物所にあるとなり。
芳玉硯帯牧溪筆、唐の真畫日本所秘也。
大閤亦秘之畫供
唐土下一覚補征其真畫所也。
願観之
自本菊宗以名畫集者
大明人来中世不出也
以畫名家者甚多不知

貴國最先者是誰之處也
答玉田為第二人常牧候為
第三
中國有之若憂當覓之推極真如者為
送然乎則書
大同所秘之名書但一覽如何
如
所サ之油二使回
中國遍求大方家沙門之
大同不敢虛傳之所如之名示知

朝鮮金羅慶尚道之七年同路過先
繹而各遊歸是約解虛假也亦至為未
收兵待大明和親之實而收兵也矣義虛假
之約解大明亦豈不誅之乎日本和親之
實基結為國之約乎日本為先延伐韃靼
何不聘大明之孝孫欲砂大明皇帝之孫乎日本孫皆降身
兼示
大同之言之中皆結戶心甚服朝鮮虛假
朝廷實坐不然又不能無疑故遣使求親

真否今一国云已国然れ共胸中に和睦之意
申奏

朝廷
命下二法司科罪之面孫係不種悪心毒害
使其會貴国之知此所言為不得且国
大国慈既之興何如偽　大国に一使之云不可
信補借寶剣訓心に教之犯無心多言
心多返不敢復搆相矣
今日初通情思互知誠心然多自是霊
云和親之係則藝任

二使媒介者中常着藝衣伴禅師来
聚若料亜者是
大国所欲也片時雲頃俾
麾下帰国に旨本誠心奏
天朝和睦欲国に和親之寶国待之一玉
四命を
台駕於此岸之外無他意誠恩誠收
之達也
乙酉霜襟者也
大国之忠誠可達之乙也。申奏

乙子嘉恢必矣。若有翹翹之禍相遣往來
請貴國之兵助之亦可。但今歸者已
十年。干茲九邊清寧乙下太平。茲又伯
光國通和千萬年之英事可嘉可尚。
何樂如之。日請於問答之處。
大閤之意無偽矣。
大閤示云
二使城心至知人之龜鑑在茲哉。全羅慶
尚兩道居古先國號。臘宮隆盛之地。
是一時遺恨也。有兵遣兵於南邊。

下ハ
大閤城心奏
天朝連示和親之實日年若不見之實
則爭收兵手。
大閤ハ三年長籌者強行長四人第城ん之和
話般之支與四人其城之。歸者ん
之白也。今說生
南廣也下ノ俱
天朝深心之白也。
大閤視四白形ト

天朝視中
二使者必ズ天。猶他日莫昧
大閤所祝焉。思旃
大閤亦死於穿剣之下矣。
愛下報
麾下先是三年告朝鮮王曰。於大明有
所責。豹鮮為之於大明可也。二子越朝鮮差
三使点頭矣。三年之間雖然之遂不聞
其実。故起兵者全不去花
大明只起兵欲保早膳而已。此明朝鮮遼

路故倭兵伐朝鮮義是起自明朝鮮訛
ケ之事
天朝今差二使
命為屬国此事若憤朝鮮虐遇
大閤直入遼東奥以所事為遂
二使帰去以此意。
天聽
將麥而無虐遇多和親之策何加要思旃
貴国欲通
中国之情去年八月先縁之為於侍郎数
侍郎李回麥

天子文武所任素何朝雖不以實云並僞乎
今差二使來云
大閤正欲求真實情何如茲所示知與先將
云云若出口則無虛詐可知而二國之和
及家康不需矣乎掌何大事矣亦胸裏
大閤殿下云云無言也
大閤以和親大概書在懷裏雖然私而決云云
似無已乎及関白故延使告云其大概件
云云即今也供一覽以所看結悔裏
示和親云云實則可也須日或使或書而雖

間之
大閤猶疑焉今於
面前俾于僧書問之初信毫下所答
大閤以二使所說為
大明執政者所說真毫髮不書虛誕者是
大閤所欲也請以
大閤書置之手裏為實誕又
大閤以毫下書留之箱中為實証思論蓋是
大閤之意也
大明若慣朝鮮虛誕則日本怨恨益深而雖致

忠誠速以麾下之意顯和親之實而俾下
大閤歷覽北京及處々名區則是
麾下良媒乎向所謂在懷裏之大概凡今
所書惟同重供一覽今日先閤雪

五月廿八日

増田右衛門尉　長盛
石田治部少輔三成
大谷刑部少輔吉継
小西摂津守行長

○就大明國之兩使帰朝御色為之事

日本國　前関白　秀吉　書

大明國之使　遊擊將軍沈守愚　麾下大明
日本為和親於　朝鮮國趨而入予前駆営中切
詢起兵故實猛將也長盛吉継三成行長四臣
具奏達之矣急雖可裁渡報前年委関白職
於秀次秀次可達之於
天聽也任予思慮雖可決大事不系大綱者世
礼之圖之
王京去此地水雲遼遠依之　大明使者停

台與於此營中旬浹猶豫不捨晝夜汉命侍臣馳羽檄〻書待相達可投回報餘者附回臣舌頭書庭蘊方物如別錄領納恃長刀十振投贈雪汉黄金纏裹之不宣

仲夏日　　壽吾朱下

達　沈惟敬遊擊平將軍

大明之使於船入〻地秀吉公催船遊事

肥刑名護屋之境地八堀曲尤真有〻くまもなう下〻ち百町奇り海水〻ち入〻四方の風ふを波を知を浦き事庭なき丹似ち枝

唐使見物一京陵三百里之山水ふ八石見ぜと

ち生潮汐十里之風常ハ〻ふ見里と遥辭

〻出に立つ感一すり即

重疊青山湖水長金邊綠樹顯新粧遠來日本

傳明詔遥出大唐報聖光水碧沙平迥日影雨

微煙暗送斜陽回頭千態皆湘景不覺斯身在異鄉

又

杳旋軺車來日東聖君恩重配天公遍朝萬国播恩
化悉極四夷助手忠名護凡光驚旅眼肥列絶境
慰衰躬洞庭何及此清景空使詩人吟策六躬

又

一奉皇恩極八紘忽承聖諭九夷清晴光湧景昊蹤
聚山勢抱口煙浪輕虞境奇踪雖國靡揚列凡物
亭堪弁技素聞説有仙島斯處定知蓬又瀛
秀吉公七度使ゝ一聯ゟ泳御技爛ゝ作ふ

かゝ人を慰んとて遥遠を隔て伝ひ数百艘ゝ
大船を数ゝ乃設付ら幕或旗或所和をいか
さまを立歌乃歌をとなくしくゝ音ひ和くさ
さめさしゝハ上下離苦得樂のなりわゝ世を
三重毋乃軍を日ゝ和をいたにゝ花やゝに
かゝくしく和一武具をゝ形よ入虎尾のをけ
さやの乃柱二百余十文字長刀何ゝ食をいかゝ
ゝしゝ乃ゝの羽形ゝゝ中乃三百余人一
ゝゝゝ和をゝく和色治人ゝ勿論仕事の面ゝ錦
羅ゝ望さゝ善兵ゝゝゝゝゝゝ又老武ゝ乃ゝ

くハ若さ芸子を足まとしてむ汚りにわろゑた
ふもなくさのうき碣く更にまんも言葉ふし
将軍も船中へ入せまつく勅使を外諸侯大夫にいて
饗膳給り酒宴ゆるくたりさ杯の餘を可
被提とて飲せ金盃をもて召く物め給ふ壽無
海上に響音海や龍神も感應あけに覚えて当
日勅使も真に家し賀首眉をたまし感し
あろぬ寔に主人も前向ゆしまとにやと見えて
て天気ものやりに海上いと静りなれる見物の上
下も寛治に化せる一遊ゆや乃み物し浮世を三

まりそにかり二人の勅使毎蕃西壹船中にて
て所御来しなひ翌日六月十日之新山里におゐて
御菜給りぬ露地にハ多くの菜園をもちあり蘇鉄の
里をのつら物ゆりて植木枝を連ね器作さ
濡もいとさしく山里の名に適しきさ
成画ぬ

一 四畳半之御数寄屋飾の次第
一 玉硯帰帆之繪　一 細口之花入
一 新四肩衝
棚之飾

一茄子乃葉入　内茶こと多くに立

一壺正月　　一釜

一ゆん形けのゆさし　　一ゆこ形　かづら

一象牙の茶杓

自然かるし地しゝて蔵ゝあるぬ只御茶とまつら

陸ゝ治つまゝハ、ちさ屋を書ゝ辱くなすう

祢是国人の中よりなく人今世傳右乃風ゝ

尺ゝて逃ゝ下しまゝ一ゝなりゝ

一五色布のくさり乃乃

一玉硝杯ゝの絵

一茶碗の花入

一富士香炉

一肩衝ゝ茶つゝん

一絵手のかさ皿

一ゝゝしかゝ乃釜

一いもかゝらのゆさし

一蓋入尻瞰

一斗士茶碗

此日はくい法候大夫乃宗と茶雲友所
孫子彼作付御若陵く侍りぬ六月廿六
日唐使へ菱酒徒有対そ乃人御馳の事
なとうとく宮内卿ハ部ハ卿ハ東大寺
大浦寺沢志摩守友所孫と彼差遣ら

○六月廿八日唐使衆大明へ可有帰給く
旨被仰付宮内卿ハ彼差元
一生絹六捌荷　唐手うす　手数也　帷子二二重元
一迦ら花傘帳　十重元

一成黄六表被上品ら帳　廿元
一船中厨の子供　拵菜盛　三
一真盛　極上ハ斤　一ケ
一きつさ麦の饌　二ケ
一白米　五百俵
一鮑白干　百
一鴨　二百
一鵝　廿　二百
右四人ら衣服使者ら物来屋ら和
何にくも用和ら事ハ有ら彼へと

上さこそ吉瑞説としりて専ぱらにすべからず有
此上説は也吾が所見也いまだ見ざる有
更に山里にとひて此書面有て於しこそ
取作やに此物者有しのて稀に取段
とかくして当時猶絶たれ道。識を書
し傳りえし八中に及び生ねど八に見えて
しとるや朝鮮人と八ならびにて與之新豆
しりしこと此見し人きらの言ふ以とら
大國乃志所し大明国に志めやうなるす
豫之請て銭(カヱ)し本糖り哉。大明の朝鮮自余之

國和平之後形く永尊勇之吉野御感里田
将監内藏乳能当所帷子十疋綿子百枚乳枚
取有之ものなり。西人此役(アワビ)銀鮮と名護屋との
往来十度許にもなりしか此之所感に
久労一時をさひしなり。

大明之彼遺所一書

一和平ならぬ無敢遺者。乙比銀雖畫茲矣。不

可有遠變也。然今迎
大明皇帝之賀也。可備日本之右証事。
一西國年來依用隙勢合之年及新法矣。
此時以之官船高船而有性事事。
一大明日本通商不一而有變交之責。西國例
接之大臣。至可無接洽調事。
一於朝鮮遣前驅也。伐之矣。至之保為鎮
國家百姓。雖可也。所以。此條目件之於
領納者。不顧朝鮮之逆意。對
大明。今八道八四道并國城可為約解國

王且又前年依約解。差三使投本朝之文也。
條蘊附与四人口實也。
一四道者既西投之。然則朝鮮王子并大
臣一西負為質。一方有度倫事。
一去年約解王子二人出驅之生擒之事
人順凡間不混和。為四人度与既繫可脇
四國事。
一約解國王之接臣累世不可有違。即
之旨。接洽一方書之。如此事為四人向
大明唐使傳之可陳述之者也。

文祿二年 癸未 六月廿八日 秀吉朱印

對

大明勅使可告報之條目。

一、支日本者小國也。即

天帝。乙帝卽神也。今吾君依之國俗

勢神代凡度紫王法。依天則也。有之

之。雖然風俗易。種

別命。異雄爲君。擅國分嶺矣。子孫世世

胎之初夢日海入胎中覺後夢偶而日和

卜之。四乙二日始輝孫四海之表瑞

也。成及壯年。氣象英豪世國。再之

復

聖明在神代。遺蹟名於萬代。思之不止

蹟。孤十有一年。族滅幽使。常思西攻塚參

不拔。歟。陣參不廢。有亦心之月。消亡矣

已而國家嫡氏。均其所西心之所志參

不遂。此戸力乙之所致也。

一日本之賊船年來入
大明國擾行于處々雖或寇予曾依有日光照
臨天下之先兆欲匡正八極既而遠鴻邊陬海路
平穩通貫無違禁制禁之
大明亦非所希乎倘故不伸謝詞耶蓋吾朝小
國也輕之侮之乎以放將兵欲征
大明然朝鮮見機差遣三使浩蕩國允蕩丁
前軍渡海之時不可塞糧道不可遮兵路之
旨沔之而故矣。
一天明日本會同事使朝鮮至

大明啓達之三年內可及報答約年之間者
可偃于戈旨諭之年期已雖相過無是派
之告報朝鮮之妄言也其罪可逃乎各自
己出怨之所攻也欲匡遠沔之旨於是設備
築城高壘防之矣前驅以寡擊衆多々
刎其首疲散之群卒依林恃繡磐拳鱟
戈雖窺隙交鋒則潰散追北數千人討之
國城亦一炬成焦土矣
一大明國救朝鮮急雖而失利是乎鮮反間之
故也

於北時
一大明之使者人来于日本名護屋而流大明之
倫言答之以七件見于別幅為四人可演説
之可有逐章問者相追諸軍渡海可遲速
者也。

六月廿七日

秀吉朱印

徳田右衛門尉
石田治部少輔
大谷刑部少輔

秀吉公吳服の比おもく比類無之事
文禄三年六月廿八日之事なりしに氏畑ゑしひ
ろく作りたなりしに所におゆく氏屋敷多
屋をいとにも兼ねよいとなる氏あき人の内
樽をうさまつて各をも魅あ又比いをも魅を
ゑひて出陣の男を捕ひあひなりれおこい
拵帷をめさまつ。ゆゆしきこの恵き頭巾菅
笠を比肩に拘一味らしの仕めき旅人くを

小西摂津守

有しハ御商人より遣ハしたるとて所きくし
く有しなり。
江戸大納言家康ハ。あるゝ時に成せられ大
やに行かりくと歩行まもよく似給
ひしなり
丹波中納言秀勝ハ。漬物位をにまてかりを
の瓜瓜免せくと被つかりの三ヒをし
しうぶてう浦うまをしまひけ出もあき
ハ何ゆも無拘に有よと思ふく年ハより
面白ゆ拘ふいやうまきれ拘ても有と云

人も多かりしなり
常玄公ハ。遍参僧に成まくく文庫をあさ成
しけるを同宿に拘せ給ひの御に拘しめ之
も。純に衣をさせしやうにして大ふくに見し
加賀大納言利家ハ。百整ひきりのたひを有に
如何庵とくと者をもくりくいたに有かり
俺ら勢たも有けを見くて御おいれを
偽しけり
會津忠三郎氏ハ拘なし葉うに成て寄
右公へ拘上の夢を立まいせてやとをよく

語ひ一興あるべく
三松老ハあるさまは惟と上にうらゝ成つとなる
処せゝくゝ又ハ男の如しなし云つゝ
ゝ
或曰三松ハ尾州武徳家たる藤川玄番允
乃今光にくおいせるうち
織田五示光客僧にお立せるハ藤川者の発
僧に成ハ結縁あるゝぬるゝ語ひしるハ義吉公
をつゝ二旅ゝ之ゝ也見ハ熟せぬ
てゝ
或曰此人ハ織田信長寺領の事を侵めゝ云一人也
有る中書ゝ法印ハ有るの池坊に成く陽文を
説旦ゝ有る其陽乃流を去ゝくゝ云立作
ゝ
和毎のお遊し宜ゝく信ん
屋敷ゝ有る
或曰此人ハ摂州五郡の主ゝ代ゝ貝塚
人ゝ玄番允父光の
藤田氏勢ゝ立ハ法印ハ法印居に成ハゝ
るくゝ

きくに有りくをかけ給ふ　念仏をつね
よりせハ必仏よかりそと　法法一作りあ　玉を先ぶ世
を才一にいにく　家世くるハ才九才十よりひい
へ一念仏もむつ一く作るハ是猫として　御気を
ぬけ口を正にしらなを　へ一ひたすら　世乃世乃
有ぬ屋うにとのこりひ　ひへ一生生まるる父母の
気よりを父母の気ハ天地く気也天地之気ハ不生
不滅なる也ハ人をとして　掛排するるるく　感事
なり
右く不　極宜こし　偏をちちく　さ　猫ひ　猫く

猫くの本を有りなり
一撰　藤田信俊成にクロ　ハ　夜
つとして　将軍の五中　居ちりりりりりを
ま一ぷろさんを　ぬおかけたを　紅の糸ま
てうちなり
一葉屋の亭主　丹ハ之上ちを　之ちをかく
ハとこるけとて　先も　将軍　五をちちる有
をを日計やとハかさ一めるお　立ハあ帝
さ元ろ神のゆくさ　西をとかろさんをんを
つさんをかるけて　五葉ちりく　あくくなる

まんちうしおりまいとゑちりゑつか
ハ正めーまつりくあまま酒ときさ麦もに入いと
云つたのをと川ーーーーせるる外の正様
煙にく布袋の矢ぶやりに用しにもなきけ
まりくゑ治ゑ

○朝鮮舟ゑ之浦く取おゑ城くる
朝鮮舟ゑくあく塞く取おく城二十ケ所ハ彼
作付弓矢鉄炮玉薬兵粮書手之人数多ゑ
くと彼入至法勢乗くあ彼寄潮く自ハ人ゑ

ゑものを心彼作おけまハ上ハ上ハ上ハく悦一かくるゑ
にそ有ゑ
釜山浦ゑ至路別るく豊後丹毛利長新之浦か
勢りゑに五千く乗到みく彼入至
九列ゑ敷云固名護屋ゑ寺沢志摩ゑか勢ゑ丹八
千之勢ゑく弥ーーゑ之ゑ此朝鮮九列く仕至ハ
堅固ゑ城ーーー甲午八月十四日名護屋ゑ立く正馬ゑ
御ゑ入ゑ乗ゑ之ゑに所く廿日御着く行幸ゑ同
廿五日至大坂ゑ船ゑ乗正座中京都御所ゑ再幸ゑ
ゑ尼ゑ おちやあゑくハ廿七日ゑ正条ゑ乗ゑ上ハ上ハ

既く眉を開きいと目覚かりける葉中より毎國之
義出仮まおかせ給く有教使菊亭右府氏下平氏
清花院門孫五家宣氏乃直結右衛門氏仮後
く巻数を捧げ門お市とる一行る八月廿六日
より九月中に及つりを以て加持氏畢教ら
ゝそおりまく云あらあ

○大坂西丸御能くる　甲午九月十八日

翁日　翁　長松彩九郎

異服　仕手　金春大夫　笛八幡少方当
服　麦茶屋ら　大ぶゝ樋口五郎
小鼓　七郎又ら氏

あい　狂言　茂山氏　太鼓　山崎平左衛門尉　長吉

田村　仕手　麦茶屋ら　笛　出次氏
　　ゝき　山崎平左衛門　大鼓　大蔵平蔵
　　小鼓　幸五郎次氏

定家　仕手　七郎大夫　笛　伊藤右仲
服　下村　大鼓　樋口五郎
　　小ぶゝ大蔵之丞

皇帝　仕手　七郎大夫　笛　八幡四方当
　　服　甲田　大ぶゝ大蔵平之
　　西鬼　杉岡伊与守　小ぶゝ大蔵之丞
　　妃　伊藤浅之氏

野寺

仕手金素之丞
服 卜村

笛作左
大鼓 樋口又兵
小鼓 ゆーらう

羽衣

仕手金素之丞
服金素若三郎

笛七次郎
大鼓 ゆ嘉素
小鼓 平門源蔵

奴凧

仕手金素
服 甲内

笛七次郎
大 ゆ嘉素
小 幸五郎次郎
太鼓 山崎弁之丞

源氏供養

仕手金素之丞
服 山吳め村

笛八橋ゆ嘉
大つゝ嘉六
小つゝ又次郎

山姥

仕手金素之丞
服七素若三郎

笛七つゝ
大鼓伊藤
小鼓ゆーらう
太鼓素日土手次

○朝鮮陣七年

壬辰三月朔日秀吉公都を立く玉三千騎国名護屋に着陣ありて朝鮮へ渡海せり

こゝ[illegible]しう七月廿二日大政所[illegible]より付く。
[illegible]九月又九列より下向[illegible]なり。
[illegible]巳[illegible]朝鮮渡海[illegible]
節。船軍[illegible]
甲午八月廿八日将軍[illegible]城也三[illegible]
朝鮮より[illegible]
[illegible]より戌戌まて四年朝鮮[illegible]
西[illegible]十七[illegible]
[illegible]戌[illegible]秋[illegible]